

久留米市田主丸保健センター健康運動教室指導業務仕様書

1 業務内容

健康運動教室の企画・実施・指導

2 業務期間

令和8年6月1日～令和8年6月30日

ただし、予算議決後は令和8年6月1日～令和8年11月30日

3 業務場所

- (1) 名称 久留米市田主丸保健センター(多目的室)
- (2) 所在 久留米市田主丸町田主丸459番地11
- (3) 休館日 12月29日～1月3日

4 指導日、指導時間

健康運動教室開催日は水曜日、土曜日及び休館日を除く日とし、1回あたりの時間は約30分とする。また、教室開催時刻及びメニュー内容は別紙のとおりとする。

5 健康運動教室の休止

以下のいずれかに該当する場合は、健康運動教室を実施しないものとする。

- (1) 久留米市田主丸保健センター(以下、「保健センター」という。)の損壊及び倒壊により健康運動教室の実施が不可能な場合
- (2) 保健センターが選挙会場に選定された場合及び自然災害等により市民の避難所に転用する場合
- (3) 感染症を防ぐため、久留米市が保健センター施設の利用を休止すると判断した場合
- (4) 田主丸総合支所敷地内でイベント等が行われ、参加者の駐車場が確保できないと判断した場合
- (5) その他、久留米市が保健センターの利用を休止するものと判断した場合

6 委託料支払いを免責される場合

以下のいずれかに該当する場合は、委託料を受注者へ支払わないものとする。

- (1) 前条の場合において、健康運動教室の実施が休止となった場合
- (2) 受注者が派遣する健康運動教室の講師が、健康運動教室開始時刻から10分以上遅刻した場合
- (3) 受注者が派遣する健康運動教室の講師が急遽欠席し、代替講師が派遣できないなど、健康運動教室の参加者への指導ができなかった場合

7 健康運動教室の内容変更

業務期間の途中において、発注者と受注者が協議し、健康運動教室の内容(開催時刻及び指導内容等を含む。)の変更を行うことができるものとする。

8 指導者の資格

以下の各項のいずれかに該当する者とする。

- (1) 健康運動指導士等、運動指導に関する公的資格を有する者
- (2) (1)の公的資格を有する者から運動指導について講習を受けた者

9 感染症防止に関する事項

受注者は、当該業務の履行に当たっては感染症防止に留意すること。

10 業務の報告及び委託料について

- (1) 業務に関する報告は、健康運動教室の実施・指導を記録した月報を作成し、発注者に提出するものとする。
- (2) 委託料は単価契約とし、1回当たりの指導業務の人件費のほか、交通費、消耗品等を含めた金額とする。

11 暴力団排除に関する特記事項

受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務の妨害を受けた場合は、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに発注者と協議を行うこと。

12 障害者に対する遵守事項

受注者は、業務の実施に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

13 個人情報取扱に関する特記事項

受注者は、当該業務の履行に当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1. 健康運動教室

(1)開催時刻

月曜日	10:00～10:30	健康体操
火曜日	10:00～10:30	モーニングストレッチ
木曜日	10:00～10:30	健康体操
金曜日	14:00～14:30	筋力トレーニング
日曜日	10:00～10:30	モーニングストレッチ

(2)年間開催予定回数

22回(令和8年6月1日から令和8年6月30日)

ただし、予算議決後は131回(令和8年6月1日から令和8年11月30日)

2. メニュー内容

- 健康体操 … ミニボールなどの器具を用いた運動やリズム運動、軽い有酸素運動、脳トレ運動などを行う
- モーニングストレッチ … 呼吸を整え、ゆっくりとした音楽に合わせてしっかりと筋肉を伸ばし、動きやすい筋肉へと整える運動
- 筋力トレーニング … 自重トレ(自分の体重を使ったトレーニング)やミニボール、タオル等の器具を用いたトレーニング

個人情報取扱特記事項

(秘密の保持及び目的外利用の禁止)

第1条 ○○○○(貴社名)(以下「受注者」という。)は、この契約による事務に関して知ることのできた秘密(個人情報を含む。)を第三者に漏らし、又は事務の目的以外の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

2 次条ただし書により、久留米市(以下「発注者」という。)が承認した再委託先に対しては、受注者は、前項に規定する秘密保持の義務を課し、責任をもって監督するものとする。

(再委託の禁止)

第2条 受注者は、この契約による事務の全部又は一部を第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社を含む。)に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(安全管理措置の遵守)

第3条 受注者は、発注者が行っている安全管理措置と同等の措置を講じるよう努めなければならない。

2 受注者は、安全管理措置の内容を、発注者に書面で報告するものとする。

3 発注者は、受注者が講ずる安全管理措置が発注者の当該措置と同等でないと思慮するときは、受注者に発注者が求める措置を講ずるよう命じることができる。

(複写及び複製の禁止)

第4条 受注者は、発注者が文書により指示した場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(漏えい等の防止)

第5条 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報の授受、保管又は搬送を行う場合には、個人情報の漏えい、紛失、破損等(以下「漏えい等」という。)の事故が発生しないように管理しなければならない。

(個人情報の返還)

第6条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、契約の終了又は解除後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 受注者は、前項ただし書により発注者が指示した方法により個人情報を処理した場合は、発注者に報告しなければならない。

(個人情報の廃棄)

第7条 受注者は、発注者が指定した個人情報を廃棄(消去を含む。)したときは、発注者に報告しなければならない。

(報告)

第8条 受注者は、この契約による事務の個人情報の取扱いに関し、漏えい等の事故が生じたときは、その内容について発注者に直ちに報告し、発注者の指示を受けなければならない。

(立入調査)

第9条 発注者は、受注者がこの契約による事務の執行にあたり、取り扱う個人情報の管理状況その他必要な事項について受注者に報告を求め、又は立入調査できるものとする。

(従事者の監督)

第10条 受注者は、その事務に従事する者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第176条又は第180条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知し、必要な監督を行わなければならない。

2 前項の場合において、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に定める派遣労働者に保有個人情報の取扱いに係る業務を行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(契約の解除)

第11条 発注者は、受注者が次の各号いずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、解除により受注者に損害が生じても、発注者は賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者の責めに帰する理由により、法令又はこの契約に違反したとき。
- (2) 委託期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約の締結及び履行に際し、不正な行為を行ったとき。

(損害賠償)

第12条 受注者は、この契約に定める義務を履行しないため、又は受注者の責めに帰する理由により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。